

立川文化芸術のまちづくり協議会会則

（名称）

第1条 この会の名称は「立川文化芸術のまちづくり協議会」（以下「本会」という）とする。

（目的）

第2条 本会は、立川市文化芸術のまちづくり条例の理念に基づき、文化芸術の育つ環境づくりを目的とする。

（所掌事項）

第3条 本会は、文化芸術振興の支援機関として第2条の目的達成のため次の各号に掲げる事項に取り組む。

- （1）文化芸術の情報収集及び提供に関すること。
- （2）文化芸術活動を支える人材に関すること。
- （3）文化芸術の振興に必要な資金に関すること。
- （4）その他市民の文化芸術活動の支援に関すること。

（組織）

第4条 本会はその目的及び活動に賛同する有識者や団体、学校、事業者、行政等で構成する。

（役員）

第5条 本会の役員として、会長1名、副会長2名、会計1名、会計監査1名を置く。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（役員会）

第6条 役員会の開催は不定期とし、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会長は必要に応じて役員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 役員会の議決は、過半数をもって決する。

（総会）

第7条 総会は、年1回の開催とし、会員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、会長とする。
- 3 総会の議決は、過半数をもって決する。

（企画運営委員会）

第8条 本会内に第3条に掲げる取り組みを円滑に遂行するため企画運営委員会を設置する。

- 2 企画運営委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長1名を置く。

（事務局）

第9条 事務局を公益財団法人立川市地域文化振興財団内に置く。

（その他）

第10条 この会則以外の事項については、必要に応じて協議し定めるものとする。

附 則

この会則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日に遡及して施行する。